

認可地縁団体設立後の市税に関する手続き

認可地縁団体法人を設立された場合、市税に関して下記の手続きをご確認ください。

法人市民税関係

1.法人設立の届け



法人を設立された場合は、法人設立の届けをしてください。届出書の様式は市ホームページまたは税務課窓口にあります。

〈提出書類〉 法人の設立・設置届（添付書類：自治会規約（写）、認可書（写））

※法人設立の届けは、県税事務所に必要です。収益事業がある場合は、税務署（TEL0749-62-6144）にも届けが必要です。手続きに関しては各機関にご確認ください。

2.法人市民税の申告



収益事業がある場合は、法人市民税の確定申告をしてください。申告書は市ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

なお、市の他に税務署（TEL0749-62-6144）と県税事務所（TEL077-522-9804）への申告が必要です。手続き方法については、それぞれの各機関にご確認ください。

※収益事業に該当するか判断が難しいものについては、税務署にご確認ください。

3.法人市民税の課税免除

収益事業がない場合は、法人設立届の備考欄に「収益事業なし」とご記入ください。初年度以降、手続き不要で均等割（5万円）が課税免除されます。ただし、収益事業を開始された場合は、課税となるため変更届出等の手続きが必要です。

【問い合わせ先】 税務課 市民税第一係 TEL： 0749-65-6524

1.軽自動車の名義変更

設立に伴い、団体で使用している軽自動車のうち個人名義で登録している車両について、名義を個人から団体に変更する手続きをしてください。

〈受付窓口〉 長浜市ナンバーの車両 : 税務課、北部振興局および各支所
滋賀ナンバーの三・四輪車 : 軽自動車検査協会滋賀事務所（TEL050-3816-1843）
滋賀ナンバーの二輪車 : 滋賀運輸支局（TEL050-5540-2064）

2.軽自動車税公益減免

公益の用に専ら供する車両は、申請により減免される場合があります。減免申請は、毎年度申請いただく必要があります。

〈減免申請の期間〉 納税通知書が届いてから納期限（5月末）まで

※減免申請に必要な書類は市ホームページをご確認ください。



【問い合わせ先】 税務課 市民税第二係 TEL： 0749-65-6508

1.公共公益減免

1月1日時点で所有している土地・家屋等には固定資産税（都市計画税）が課税されますが、無償で公共公益の用途に使用している固定資産は、申請により減免される場合があります。

■減免対象となる資産の例 : 自治会館やその敷地
自治会用倉庫やその敷地
公園

減免の申請期間は、原則第1期の納期限（5月末）までです。申請にあたっては、前もって税務課資産税土地係・資産税家屋係までお問合せください。

市ホームページ



【問い合わせ先】 税務課 資産税土地係・資産税家屋係 TEL： 0749-65-6523

軽自動車税関係

固定資産税関係